

## 県内における(株)恵が運営するグループホームへの行政処分の内容

	更新年月日	事業所名	所在地	定員	処分内容	効力発生日
1	2024年10月1日	ふわふわ西尾	西尾市	30	一部効力停止(12か月)	8月1日
2	2025年8月1日	ふわふわ春日井	春日井市	10	一部効力停止(6か月)	8月1日
3	2025年11月1日	ふわふわ豊川	豊川市	20	一部効力停止(12か月)	8月1日
4	2026年7月1日	ふわふわ幸田	幸田町	20	取消	10月1日
5	2026年8月1日	ふわふわ天王通り	津島市	20	一部効力停止(12か月)	8月1日
6	2026年9月1日	ふわふわ豊明	豊明市	20	一部効力停止(12か月)	8月1日
7	2027年3月1日	ふわふわ神守	津島市	20	一部効力停止(6か月)	8月1日
8	2027年5月1日	ふわふわ大塚	蒲郡市	20	一部効力停止(12か月)	8月1日
9	2027年6月1日	ふわふわ瀬戸	瀬戸市	20	一部効力停止(12か月)	8月1日
10	2027年7月1日	ふわふわ名古屋西	大治町	20	一部効力停止(6か月)	8月1日
11	2027年12月1日	ふわふわ清須	清須市	10	一部効力停止(6か月)	8月1日
12	2028年5月1日	ふわふわ西尾桜町	西尾市	20	一部効力停止(6か月)	8月1日
13	2028年12月1日	ふわふわ北名古屋	北名古屋市	10	一部効力停止(3か月)	8月1日
県所管13事業所 定員240人						
14	2024年9月1日	ふわふわ	名古屋市	28	取消	8月31日
15	2025年3月1日	ふわふわ守山	名古屋市	28	取消	12月1日
16	2026年6月1日	ふわふわ天白	名古屋市	18	取消	12月1日
17	2026年8月1日	ふわふわ港	名古屋市	20	一部効力停止(6か月)	8月1日
18	2027年9月1日	ふわふわ北	名古屋市	20	取消	12月1日
19	2029年7月1日	ふわふわ小賀須	名古屋市	9	一部効力停止(12か月)	8月1日
名古屋市所管6事業所 定員123人						
20	2027年2月1日	ふわふわ岩屋	豊橋市	20	一部効力停止(6か月)	6月26日
21	2028年6月1日	ふわふわ下地	豊橋市	17	一部効力停止(3か月)	6月26日
22	2026年10月1日	ふわふわ美合	岡崎市	29	一部効力停止(12か月)	8月1日
23	2027年3月1日	MG Style 井田	岡崎市	29	一部効力停止(12か月)	8月1日
24	2028年3月1日	ふわふわ昭和	岡崎市	14	一部効力停止(6か月)	8月1日
25	2028年5月1日	ふわふわ小信中島	一宮市	20	一部効力停止(6か月)	6月26日
26	2027年2月1日	ふわふわ千足	豊田市	18	一部効力停止(12か月)	6月26日
27	2027年12月1日	ふわふわ浄水	豊田市	14	一部効力停止(6か月)	6月26日
愛知県合計27事業所 定員524人						

## 株式会社恵が運営するグループホーム利用者への県の支援策について

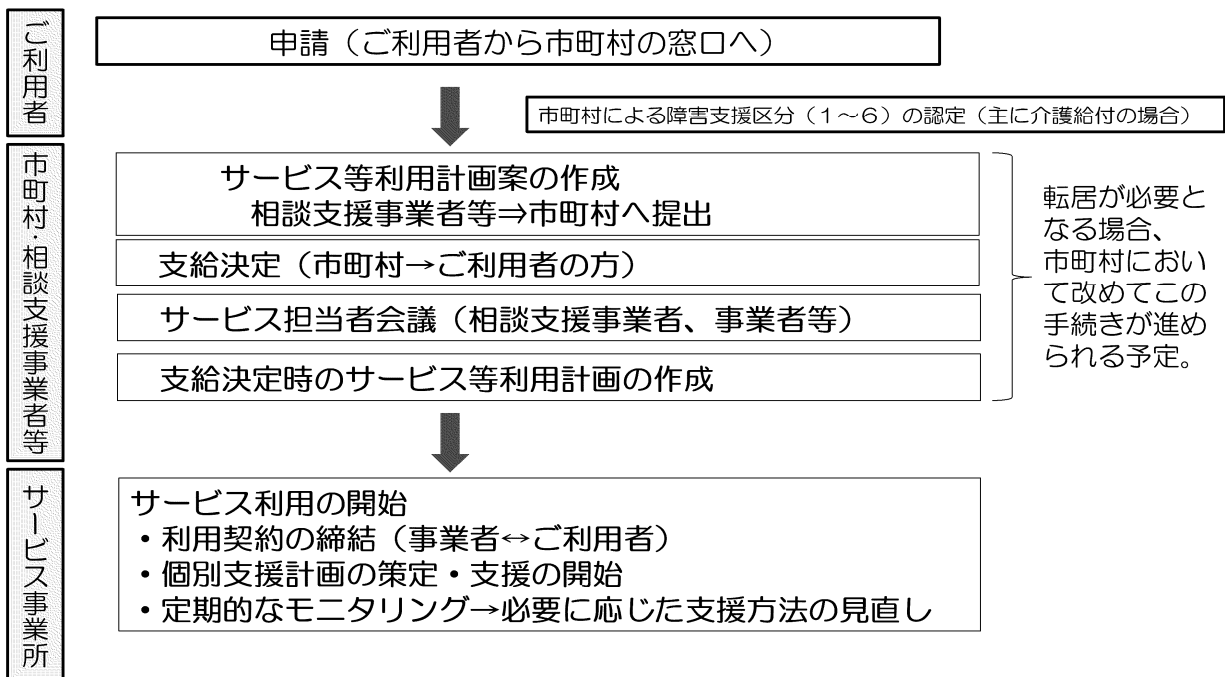
- 1 事業者（株式会社恵）による転居先の調整
  - ・事業者の責務として現利用者の転居先を調整
- 2 支給決定権者（市町村）による転居先の調整 ⇒処分日に市町村に通知を発出
  - ・相談支援事業所、基幹相談支援センターを中心に転居先を調整  
(利用者一人ひとりについてサービス等利用計画を作成する相談支援専門員が本人の意向を踏まえ調整)

### 県の支援策

- ・県が市町村の相談体制を支援する「地域アドバイザー事業」に市町村の転居調整への支援を追加（圏域ごとに配置している11名のアドバイザーによる支援）
  - ・県内グループホームの空き状況を調査し、市町村等に提供
  - ・関係団体を通じて、空いているグループホームに積極的な受入れを依頼
- さらに、障害の程度が重く、転居先が決まらない利用者への対応として、
- ・県医療療育総合センターへの緊急一時的な受入れを調整

### 【参考】

#### <障害福祉サービス等の利用手続き>



6障福第888号  
令和6年6月26日

各市町村長殿

愛知県福祉局長

株式会社恵が運営する障害者グループホームの  
利用者への支援について（通知）

平素は、本県の福祉行政について御理解・御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本県では、本日付けで株式会社恵が運営するグループホームに対する行政処分を行ったところです。

各市町村におかれましては、下記事項に御留意の上、同社が運営するグループホームの利用者（以下、単に「利用者」という。）に対する支援につき、特段の御配慮をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 利用者が食材料費の過大徴収など適切な支援が受けられない状態であったことを踏まえ、今後の生活について利用者の意向確認及びアセスメントを丁寧に変更した上で必要な障害福祉サービスを提供すること。
- 2 自らの意思を表明することが困難な利用者については、特に意思決定支援を慎重かつ丁寧に実施するよう、改めて利用者のサービス等利用計画を作成する相談支援専門員等に周知徹底すること。
- 3 利用者が転居を希望する場合には、相談支援事業所や基幹相談支援センターのほか、必要に応じて地域の自立支援協議会や県が設置している地域アドバイザーとも連携の上、適切な転居先の紹介を含めてマッチングを支援すること。

担 当 福祉部障害福祉課

事業所指導第一グループ

電 話 052-954-6317

メール shogai-jigyosho@pref.aichi.lg.jp